

名古屋市第 1 号介護予防支援事業実施要領の一部を改正する要領

名古屋市第1号介護予防支援事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(アセスメント) 第 6 条 (略) 2 アセスメントは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。 一 ケアマネジメント A 対象者の居宅を訪問して実施する。 二 ケアマネジメント B 及びケアマネジメント C 原則として、対象者の居宅を訪問して実施する。ただし、第 1 号介護予防支援事業により対象者が利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ア (2) に規定する事業が含まれていない場合は、居宅を訪問せずに実施しても差し支えないが、この場合においても、前項の目的が果たされるようにする。	(アセスメント) 第 6 条 (略) 2 アセスメントは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。 一 ケアマネジメント A 対象者の居宅を訪問して実施する。 二 ケアマネジメント B 及びケアマネジメント C 原則として、対象者の居宅を訪問して実施する。ただし、第 1 号介護予防支援事業により対象者が利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ア (2) に規定する事業<u>(以下「生活支援型訪問サービス」という。)</u>が含まれていない場合は、居宅を訪問せずに実施しても差し支えないが、この場合においても、前項の目的が果たされるようにする。
(モニタリング及び評価) 第 11 条 (略) 2 モニタリングは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。 一 ケアマネジメント A サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援更新認定時、事業対象更新時、3 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。 二 ケアマネジメント B サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援認定更新時、事業対象者該当の有効期間の更新時、生活支援型訪問サービスを含む場合においては、6 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月に	(モニタリング及び評価) 第 11 条 (略) 2 モニタリングは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。 一 ケアマネジメント A サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援更新認定時、事業対象更新時、3 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。 二 ケアマネジメント B サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援認定更新時、事業対象者該当の有効期間の更新時、生活支援型訪問サービスを含む場合においては、6 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月に

においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

三 ケアマネジメントC

実施を要しない。ただし、対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第3条第1号ウ（以下「自立支援型配食サービス」という。）が含まれている場合は、概ね自立支援型配食サービスの利用期間が満了する日の前1か月間に、自立支援配食サービスの利用について実施する。

3 評価は、サービス評価期間終了月及びその他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントC（対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、自立支援配食サービスが含まれている場合を除く。）の場合においては実施を要しない。

4 モニタリング及び評価結果を記録する。

（給付管理票等）

第12条 （略）

2 地域包括支援センター設置法人は、ケアマネジメントCを行った対象者について、ケアマネジメントCを行った月の委託先支援事業所情報を作成し、サービスが実施された月の翌月9日（9日が休庁日である場合は、その直前の開庁日）までに名古屋市へ提出する。

（委託料の請求）

第13条 地域包括支援センター設置法人は前条第1項及び第2項に係る第1号介護予防支援事業の委託料をサービスが実施された月の翌月9日（9日が休庁日である場合は、その直前の開庁日）までに名古屋市に請求する。

2 前項の請求に係るケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行った対象者が住所地特例者である場合は、当該対象者の給付管理票の写しを名古屋市へ請求時にあわせて提出する。

においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

三 ケアマネジメントC

実施を要しない。ただし、対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第3条第1号ウに規定する事業（以下「自立支援型配食サービス」という。）が含まれている場合は、概ね自立支援型配食サービスの利用期間が満了する日の前1か月間に、自立支援配食サービスの利用について実施する。

3 評価は、サービス評価期間終了月及びその他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントC（対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、自立支援配食サービスが含まれている場合を除く。）の場合においては実施を要しない。

4 モニタリング及び評価結果を記録する。

（給付管理票等）

第12条 （略）

2 地域包括支援センター設置法人は、ケアマネジメントCを行った対象者について、ケアマネジメントCを行った月の委託先支援事業所情報を作成し、ケアマネジメントCを行った月の翌月10日までに名古屋市へ提出する。

（委託料の請求）

第13条 地域包括支援センター設置法人は前条第1項に係る第1号介護予防支援事業の委託料をケアマネジメントA又はケアマネジメントBに基づくサービスが実施された月の翌月10日までに名古屋市に請求する。

2 地域包括支援センター設置法人は前条第2項に係る第1号介護予防支援事業の委託料をケアマネジメントCを行った月の翌月10日までに名古屋市に請求する。

3 第1項の請求に係るケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行った対象者が住所地特例者である場合は、当該対象者の給付管理票の写しを名古屋市へ請求時にあわせて提出する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。